太陽光発電設備設置（自己所有・ＰＰＡ・リース）に係る誓約書

（申請者）

住所

氏名

津幡町カーボンニュートラル加速化事業補助金の交付を受けるにあたり、下記事項について確認のうえ誓約します。

□　補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。

□　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「ＦＩＴ」という。）の認定又はＦＩＰ（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。

□　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。

□　再エネ特措法に基づく資源エネルギー庁が定める事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。ただし、専らＦＩＴの認定を受けた者に対するものを除く。

□　次の各号をすべて遵守していること。

□地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十

分配慮して事業を実施するよう努めること。

□関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。

□防災、環境保全及び景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

□再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所に

ついて（2017年７月14日付け資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネル

ギー課再生可能エネルギー推進室）に規定する「一の場所」に設置される分割案件でな

いこと。

□20ｋＷ以上の太陽光発電設備の場合、原則として、発電設備を囲う柵塀を設置すると

ともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称、代表者氏名、

住所及び連絡先電話番号、保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先電話番号、運

転開始年月日並びに本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。

□電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の

提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、

適切な方法で管理及び保存すること。

□設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

□接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力

制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは適切な方法により協力すること。

□防災、環境保全又は景観保全の観点から、計画段階で予期しなかった問題が生じた場

合、適切な対策を講じ、災害防止、自然破壊及び近隣への配慮を行うよう努めること。

□交付対象設備を処分する際は、関係法令（津幡町の条例等を含む。）の規定を遵守す

ること。

□10ｋＷ以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用

について、資源エネルギー庁が定める廃棄等費用積立ガイドラインを参考に、必要な経

費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の

積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

□10ｋＷ以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や

地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

□　**ＰＰＡの場合**、ＰＰＡ事業者（需要家に対してＰＰＡにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付額がサービス料金から控除されるものであること（ＰＰＡ事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の５分の４とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）終了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

□　**リース契約の場合**は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

□リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控

除されるものであること。

□リース料金から交付金額相当分が控除されていること。

□本事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用する

ために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

□リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取

引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保するこ

と。

□　発電した電力量のうち、住宅においては30パーセント以上、事業所においては50パーセント以上を、申請した住宅又は事業所の敷地内で自ら消費すること。

□　法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、需要家以外に環境価値の取引を行わないこと。

□　補助対象設備について、本補助金の他に、国及び自治体等の負担又は補助を受けていないこと。

□　法定耐用年数が経過するまでの間、補助の目的に沿って設備を活用できる見込みがあること。